

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

令和7年8月1日（金）

開 会（午後1時30分）

【議 事】

○所管事務調査「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり
条例」

【概要説明】

吉里障害福祉
課長

平成30年7月に「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を施行し、これまで、障害のあるなしに関わらず、共に支え合い、笑顔で生き生きと、自立して生活できる共生社会の実現を目指し、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組んでまいりました。

本日は、「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の制定された背景及び理念、これまでの取組について、概要説明をさせていただきます。

説明に入る前に大変恐縮ではございますが、この後の質疑への回答につきましては、障害福祉課で対応可能な範囲での回答とさせていただきますことを、ご了承くださいたいと思います。

では、はじめに、条例の制定された背景についてご説明いたします。

本市では、所沢市総合計画や所沢市障害者支援計画を策定し、障害のある人の自立と社会参加を促すための施策を計画的に推進してまいりました。

平成２８年４月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称、障害者差別解消法）」が施行され、行政機関や事業者に対し、社会的障壁の除去を求める規定が置かれ、社会全体で共生社会の実現に向けた取組を行うことが、より一層求められることになりました。

本条例は、障害者差別解消法の基本理念を継承し、所沢市全体で、障害のある人に対する誤解や偏見など、社会参加を妨げる様々な障壁を取り除き、障害の有無または意思疎通の形態、手段及び様式にかかわらず、全ての人が個人として尊重され、社会に参加し、共に支え合い、笑顔で生き生きと地域で自立して生活できる共生社会の実現を目指し、制定したものです。

なお、本条例の制定に当っては、障害のある人を含めた様々な立場の方２０名で構成する「（仮称）所沢市障害者差別解消条例検討会」を組織し、事例の共有や様々な提案など、それぞれの立場から多くの意見を出し合い、条例素案の検討を行いました。

同時に、本市の障害福祉行政にかかる附属機関「所沢市障害者施策推進協議会」においても協議を重ねました。それ以外にも、当事者アンケートや事業所アンケートの実施、先進市への視察、パブリックコメントの実施など、障害のある人や地域の障害サービス事業者、関係機関等の意見をしっかりと反映できるよう、時間をかけて丁寧に策定に取り組みました。

さて、本条例は次の3つの特徴を備えています。

1つ目は、市・市民・事業者の責務に加え、障害のある人の役割を定めたことです。

条例検討会にて、障害のある委員から「障害のある人は保護されるだけでなく、自ら社会の一員として主体的な行動をとるべき」とのご意見があり、本条例の独自性として、障害のある人もない人も互いに理解し合い、助け合いながら認め合い、共生社会を築いていく礎となるものとして明記したものです。

2つ目は、手話及び非音声言語等が言語であることを基本理念としたことです。

条例検討会、施策推進協議会で委員から出た意見や、聴覚に障害のある人などに対する情報保障の必要性、他自治体における手話言語条例の制定などの状況を踏まえ、県内でも早い段階で条例に規定いたしました。なお本条例では、「手話は言語である」と明記しただけではなく、他市や手話言語モデル条例で示される内容も包括しております。

これは、地域において意思疎通の円滑化を図り、障害のある人もない人も共に生きる社会を目指すために定めたものであり、意思疎通に係る社会的障壁の除去は共生社会を実現することを目的とした条例の中でも重要な部分と捉えているため、市として基本理念に位置付ける必要があると判断し、手話言語条例の趣旨を包含した形でここに明記したものです。

そして、この基本理念を基にコミュニケーションの部分において様々な取り組みを行っております。詳細は後程ご説明させていただきますが、具体的には、埼玉西武ライオンズとのコラボレーションや広報ところざわでの「あなたも簡単！手話トーク」の連載、大型商業施設へ筆談ボードを設置したことなどが挙げられます。

筆談ボードは聴覚に障害のある方だけのための物ではなく、コミュニケーションに不安を抱える方が有用に使用できるものです。

また、知的に障害がある方などの中で、物事を整理することが苦手な方や、言葉から具体的なイメージをして考えることが苦手な方へ説明を行う際などは、説明を行う側が筆談ボードを有効に活用することができます。

3つ目は、あっせん調整委員会の設置です。

障害に関する問題で当事者間の調整や助言を行っても、なお解決しなかった場合、あっせんにより問題解決が図れるようにしました。これまで、あっせんになった事案はありませんが、これまでに委員会を6回開催しており、地域との情報共有を図っています。

あっせん調整委員会の委員には、障害のある方にも務めていただいております、様々な立場の方から意見を伺うことに努めております。

以上の3つが本条例の特徴となります。

続きまして、基本理念について説明します。

共生社会の実現を目指す上で前提となる根本的な考え方を6つの基本

理念として規定しています。

1つ目は、「障害のある人が権利の主体であるという認識の下、その権利を尊重すること」としており、障害者基本法第4条第1項の「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」という規定を受けて、障害のある人の権利の尊重について規定しています。

2つ目の「障害に対する理解を深めること」については、本条例の検討過程において、障害のある人が感じている障壁は、最終的に周囲の理解不足に起因するものであって、根本的な解消のためには、理解の促進が不可欠であるという意見があったため、規定しています。

3つ目の「障害のある人が、地域において自立して生活できること」については、障害の有無に関わらず住み慣れた地域で自立した生活ができることは、当然の権利であるとして規定しています。

4つ目の「手話その他の形態の非音声言語が言語であること」については、社会的障壁の除去に実効的に取り組むためには、多様なコミュニケーション手段の尊重という意識の醸成が不可欠であり、その前提として、一般的な手話言語条例と同様に非音声言語の言語性について規定しています。

5つ目の「障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じた適切な対応を行うこと」について、社会的障壁の除去は、障害のある人の性別、年齢、障害の状態によって異なる対応が必要となるため、状況に応じた

臨機応変な対応が必要であることを規定しています。

6つ目の「社会的障壁の除去にあたり、可能な限り、障害のある人の意見を取り入れること」については、社会的障壁の除去を適切に行うためには、障害のある人の意見が不可欠であることから、意見を取り入れることが原則である旨の規定を設けています。

以上の6つの事項について、条例の基本理念として規定し、これまで様々な取組を行ってまいりました。

続きまして、条例が施行されてから、これまでに取り組んできた、主な事業を紹介いたします。

まず、1つ目の出前講座ですが、事業者などに条例の内容を説明する機会をいただき、積極的に周知を図っています。これまで、計70回、約2,000名以上の方に参加していただいております。内容は、条例の中の2本柱である「不利益な取り扱いの禁止」「合理的配慮の提供」をメインに、そもそも「障害とは」という内容も加えて話しています。

なお、「不利益な取り扱いの禁止」とは、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、または提供に当たって場所、時間帯などを制限する、障害のない人に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害のある人の権利利益を侵害することを禁止することです。

「合理的配慮の提供」とは、障害のある人が社会的障壁の除去を必要としていると認識できる場合において、その実施に伴う負担が過重でな

い範囲で、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を取り除くことです。

参加していただいた方からはご好評をいただいております、実際の現場で生かし、情報共有するなど、出前講座で学んだ内容を活用していただいております。また、毎年のように申込みいただく事業者や、出前講座を受講した事業者が、別の事業者に出前講座を紹介するなど、よい連鎖が続いております。非常に大切な事柄ですので、今後も引き続き積極的に周知啓発を進めてまいります。

次に、2つ目の職員研修ですが、条例の内容を理解するだけではなく、障害理解の促進を図っています。これまで計34回、約1,600名が受講いたしました。講座内容は、出前講座と同様の内容にプラスして、市役所内外でありがちな事例を共有しています。

新人職員や窓口対応職員、管理職など幅広い対象者に向けて、障害のある方に実際どのような困りごと（社会的障壁）があるのか、そしてその困りごと解決のために（社会的障壁を壊すために）どのような配慮（合理的配慮の提供）が必要なのかといったことについて、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由や内部障害、知的障害、精神障害と、それぞれ障害種別ごとに説明をしています。

加えて、例えば視覚障害の方に見え方の違いがあるように、聴覚障害の方には聞こえ方の違いがあります。すなわち、障害のある人は個々の状態によって、困りごとが全く異なること、そのことからその人に合わ

せた配慮をすることが大切であり、重要であることを説明しながら、その配慮の具体例や事例等も紹介しています。

次に、3つ目の条例制定記念シンポジウムですが、平成30年の条例制定時にキックオフイベントとして、所沢市中央公民館ホールにて開催しました。施策推進協議会の会長である、当時の早稲田大学田中教授の講演や市内在住のアスリートによるパネルディスカッション、障害のある落語家「林家かん平」さんの落語、埼玉西武ライオンズの選手からいただいたメッセージ動画の上映など、盛りだくさんの内容でお送りしました。当日は障害のある人にも多く参加していただき、約200人の来場がありました。なお、シンポジウムの様子は、後日、ケーブルテレビJCOMで放送されました。

次に、4つ目の各種媒体を使った周知啓発、情報提供ですが、周知啓発ポスターやチラシを、市内の公共施設、障害者施設、様々な事業所、所沢駅のチラシラックなど多くの場所に配架をしており、出前講座や各種イベントでも配布しています。

また、広報ところざわでは、条例に関する特集記事や、令和元年にスタートし、現在も連載中の「あなたも簡単！手話トーク」の掲載を行っております。

「あなたも簡単！手話トーク」は、広報で簡単な手話を紹介するコーナーですが、広報の記事にQRコードがついており、読み込むと、所沢市公式ユーチューブチャンネルで公開している動画を見ることができま

す。令和元年度に第1弾を公開し、これまでに25本の動画を作成しております。25本の動画全てにおいて、聴覚に障害のある方に出演や指導を賜るなど、多大なる協力をいただいております。

聞こえない人にとっての手話は、聞こえる人にとっての日本語と同じであり、市民が手話を意識する入口になるという意味で、「あなたも簡単！手話トーク」は非常に重要なコンテンツだと考えておりますので、引き続き進めてまいりたいと考えています。

その他の媒体を使った条例周知啓発活動としては、所沢商工会議所が発行する冊子「SORA」への掲載、所沢市後援のイベント「ソラバル」参加店舗へメールマガジンでお知らせ、市内福祉法人会報誌への掲載を行っております。

また、障害者基本法第9条で定められている障害者週間において、障害者への関心と理解を深めるため、障害者週間記念イベントや作品展を実施しています。障害のある方のステージショー（ダンスの披露、バンドの演奏など）や障害者施設の出店、障害者スポーツの体験会等が行われ、大変盛況でございます。イベントでは、盲導犬・聴導犬へ日頃の感謝を込めて、特別住民票を補助犬ユーザーの方に交付したこともありました。

次に、5つ目の埼玉西武ライオンズとのコラボレーションですが、条例を制定しました平成30年に、埼玉西武ライオンズの本拠地であるメットライフドームにおいて、市は、条例の周知啓発を、埼玉西武ライオ

ンズは障害のある人にも楽しんでいただくことを目的に、1日限定で「手話応援デー」を開催しました。ヒーローインタビューに手話通訳が配置されたほか、条例パンフレットの配布やバックスクリーンにある大型ビジョンでの条例の紹介、ところんと球団マスコットであるレオとライナの手話でのお出迎え、セレモニアルピッチで障害のあるお子さんの投球披露などが行われ、その様子はNHKのEテレ手話ニュースでも取り上げられました。

また、埼玉西武ライオンズが優勝した際には、優勝記念パレード開始前のセレモニーにて手話通訳を配置し、手話通訳が必要な方や、車椅子利用者のスペースの確保を行い、その様子はケーブルテレビJCOMで取り上げられました。

翌年の令和元年度には、フレンドシティ感謝デーとして5日間、前年の取組のほか、市職員有志による球団歌を手話で表現した動画の放映や、聴覚障害のあるお子さんを試合に招待し、選手と交流するなどの取組を行いました。

次に、6つ目のコミュニケーションの合理的配慮の推進ですが、市役所内外全ての課に「筆談します」の貼り紙掲載の依頼と、寄附金を活用し、まちづくりセンターや保健センターなど庁舎外で多くの市民の来庁が見込まれる箇所へ筆談ボードの配布を行いました。

次に、7つ目の所沢市社会的障壁の除去に関するあっせん調整委員会ですが、先ほども説明させていただきましたとおり、これまで、あっせ

んになった事案はありませんが、委員会を6回開催しており、所沢市差別解消支援地域協議会との情報共有や、市に寄せられた事例の検討を行っています。

次に、8つ目の社会的障壁の除去推進事業補助金の交付ですが、障害のある人を対象にした事業を行うものに対して、社会的障壁の除去に要する費用を補助するものです。こちらは昨年度、障害者差別解消法が改正され、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供が義務化されたことに伴い、令和5年度末で終了しておりますが、計42件、約234万円を交付しました。先ほど紹介しました「あなたも簡単！手話トーク」に協力していただいたお茶屋さんが本補助金を活用し、スロープを設置するなど、事業間の連携も見られました。

次に9つ目の大型店舗への筆談ボード設置につきましては、耳や言葉の不自由な方が気兼ねなく、安心して買い物ができる環境を整備するため、西武所沢S.C.やワルツ所沢、グランエミオ所沢の全店舗に筆談ボードを設置いたしました。多数の市民の方が利用する大型商業施設に筆談ボードが設置されることで、地域における障害理解の浸透が促進されることも併せて期待しているところです。設置後、店舗を利用された方から、良い取組とお褒めの言葉をいただいたとの報告をいただいています。

なお、この取組は埼玉県内の大型商業施設では初めての試みであり、全国的にもあまり例のないものです。

次に、１０個目の文化芸術活動ワークショップの開催についてですが、障害者の個性と能力の発揮及び、社会参加を促進することを目的とし、障害者の芸術文化活動の推進に関する取組として、障害のある人もない人も誰でもできるワークショップを開催しております。これまで、６回開催しており、参加者からは障害のある人となない人が一緒に取り組み、楽しむことができるイベントで、とても良い体験ができたという声を多くいただいております。

次に、１１個目の駅ボランティア事業の実施ですが、総合的な福祉のまちづくりの推進の一環として、鉄道駅等の場所で、身体障害者等が安全で快適に移動できるよう支援を行うボランティアを養成することを目的とし、西武鉄道株式会社と共催で、駅ボランティア体験会を開催しております。

当該事業は平成１６年度から事業を開始し、一般の方、市職員、西武鉄道職員を対象とした体験会だけでなく、秋草学園短期大学でも開催しており、延べ２，７７３名の方が参加されております。

実際に体験することで、介助方法の習得だけでなく、お互いに助け合う意識の醸成につながっていると考えております。

次に、１２個目の働く人のための障害理解講習会の開催ですが、障害理解の浸透を推進することを目的とし、昨年度、障害当事者による手話講習会を開催しました。全８回開催し、延べ１２０名の方が参加されました。

次に、13個目の若者とのワークショップの開催ですが、こちらも令和6年度からの取組になりますが、若者の障害理解の浸透を推進することを目的とし、ワークショップを開催しました。障害のある方が身近にいないため、障害についての知識があまりなく、とても勉強になったという声をいただきました。

最後に、14個目の今年度からの新たな取組として、社会的障壁除去推進コンサルティング事業を開始しました。施設面や各所属で行っている事業等に対し、条例に掲げる基本理念を達成するため必要なアドバイスを行うことで、市全体で共生社会の実現を目指すものとなっています。

以上が、これまで実施してきた、主な取組となります。

平成30年7月に本条例が施行され、7年が経過しました。その間、様々な取組を通じて、周知啓発に努め、条例の認知度も徐々に上がってきております。また、所沢市障害者支援計画の策定に当たり、アンケート調査を実施しており、18歳以上の障害当事者を対象としたアンケートの中で「障害がある人に対する社会の理解度についてどう感じますか」という問いに対し、第5次所沢市障害者支援計画では「理解されている」と「概ね理解されている」が併せて、25.9%だったのに対し、第6次所沢市障害者支援計画では27.4%と少しずつですが増加傾向にあります。

引き続き、障害のあるなしに関わらず、誰もが障害について、他人事ではなく自分事として考え、お互いを思いやり、共に支え合い、認め合

い、人と人との絆を感じながら、笑顔で生き生きと地域で自立して生活できる共生社会の実現を目指してまいります。

【質 疑】

斎藤由紀委員

障害者差別禁止・合理的配慮は、条例制定前と制定後で、具体的にどのところが変化したと認識しているか。

吉里障害福祉
課長

これまで、市が差別相談の事例に積極的に関与してきたことで、相談支援事業所や補助犬ユーザーをはじめとする一部の障害当事者から信頼を得られ、「まずは市に相談してみよう」と思っていたことが多くなったのではないかと認識しております。

斎藤由紀委員

民間事業者における合理的配慮の提供が、これまでの努力義務から法的義務へ強化されたが、民間事業者の反応はどのようなものがあったのか。社会的障壁の除去推進事業補助金がなくなったことをまだ知らない方もいて、これからスロープを付けなければならないという話を聞いたが、令和5年度で補助金の交付が終わっているという話をしたら、知らなかったという声があった。

吉里障害福祉

民間事業者の反応についてですが、差別相談で少なくない例としまし

課長

ては、現場では「本社のルールだから入れられない」という、入店拒否をしてしまった場合でも、本社に連絡を取ると、本社の担当者は法について理解していて、「そのようなルールはありません」と謝罪されるということがあります。会社としては法について理解していて、差別をしてはいけないということは浸透しているのですが、末端のほうで、まだ少し差別事例があるということはあるようですが、基本的には事業者も理解されていて、指導してもらうように所沢市からも働きかけております。補助金の関係ですが、補助金終了後も何件かの問い合わせは、当市のほうにもありました。しかし、合理的配慮の提供が義務化になったことで、積極的に事業者の皆さんに取り組んでいただけるようにこちらも説明しまして、ご納得いただいて協力してもらっているところです。

斎藤由紀委員

義務化されてはいるが、補助金を復活するということは検討しないのか。

吉里障害福祉

補助金の復活については、今のところ予定はありません。

課長

斎藤由紀委員

職員研修を実施しているとのことだったが、どの程度までの職員が対象なのか。本庁舎勤務の新人職員や部長職というイメージだったが、こどもと福祉の未来館や保健センター、まちづくりセンターなどの職員へ

の研修も実施しているのか。また、職員研修はどのくらいの頻度で実施していて、実施内容は車椅子に乗っての体験や目の見えない方の体験など、具体的な障害別の体験を実施しているのか。

吉里障害福祉
課長

職員研修については全職員を対象としておりますので、本庁舎の窓口に出ている職員から管理職まで該当しておりますし、まちづくりセンターやこどもと福祉の未来館等の出先機関の職員も全て対象となっておりますので、皆さんに参加していただいております。また、回数については、年に1回から2回ほど開催しています。車椅子やアイマスクの体験については、駅ボランティアの体験会を兼ねているのですが、そちらに市の職員も参加できるので、参加していただいております。

斎藤由紀委員

条例制定後、障害当事者から条例に対して、もっとこうしてほしいとか、こうなったら良いといった意見や要望等はあったか。あった場合、障害の種別や内容を伺いたい。

吉里障害福祉
課長

精神障害のある方や肢体不自由で車椅子を利用している方など、複数の方から共通していただいた意見として、次のようなものがあります。お困りごとを抱えている方に、「障害が原因で困っていることがあれば、何でも言ってください。できないこともあります。どうすればできそうか一緒に考える建設的対話に応じなければいけないという法律になっ

ていますので、対話のためには、困っていることをどんどん言ってもら
う必要があります。」という旨の説明をすると、「当たり前のことだが、
本当にそのとおりである。この考え方がもっと広まると良い。」という
素直な意見をいただくことができました。当事者であっても、合理的配
慮や建設的対話について、十分な理解がまだ浸透していない部分も多数
あると認識しておりますので、広く市民の皆さんに合理的配慮や建設的
対話がどういうことかということを引き続き周知してまいりたいと考え
ています。

斎藤由紀委員

障害者雇用や教育面など、学校の入学、通学における合理的配慮につ
いては、どの程度進んでいると考えているのか。

吉里障害福祉
課長

障害福祉課の所管ではないので、お答えできません。

斎藤由紀委員

公共施設も含めて民間事業者において、合理的配慮を求められて対応
に困った事例の検討はされているか。

吉里障害福祉
課長

合理的配慮は社会的障壁を除去する様々な手段を、建設的対話によっ
て互いに提案しながら探すという形で行われるべきものです。しかし、
一部の障害当事者の方は、自分が望む合理的配慮あるいは、事前的な環

	境の整備による解決のみをかたくなに主張される方がおり、対応に困る場合があります。
大久保竜一委員	この条例を制定するタイミングで先進市の視察をされたとのことだが、条例制定時に参考にした先進市や、その後の取組の中で参考にした先進市を伺いたい。
吉里障害福祉課長	先進市への視察については、市民参加型の条例制定を行った近隣市の先進自治体に視察に行きました。例えば、近隣では東京都八王子市、町田市、国立市、埼玉県さいたま市、それと兵庫県明石市にも視察に行っています。
大久保竜一委員	差別相談件数の推移を伺いたい。
吉里障害福祉課長	条例制定以降の差別相談の件数についてですが、平成30年度が2件、令和元年度が7件、令和2年度が3件、令和3年度が8件、令和4年度が6件、令和5年度が5件、令和6年度が6件、令和7年度が現時点で6件の合計43件となっております。
大久保竜一委員	これまで出前講座を70回開催しているが、令和6年度は企業を対象

員

に何回くらい開催したのか。

吉里障害福祉

一般企業への出前講座は、令和6年度で9回開催しておりまして、延

課長

べ221名の方に参加していただいております。

大久保竜一委

大型商業施設への筆談ボード設置ということで、西武所沢S.C.やワ

員

ルツ所沢、グランエミオ所沢とあるが、エミテラス所沢での取組実績や
今後の予定などはあるか。

吉里障害福祉

エミテラス所沢は、最初から筆談ボードを設置していただいていたの

課長

で、当市から補助等はありません。

大久保竜一委

働く人のための障害理解講習会や若者とのワークショップ、社会的障

員

壁除去推進コンサルティング事業は、比較的新しい取組だと思うが、そ
れぞれ何名くらい集まってやっていたのか、規模感を伺いたい。

吉里障害福祉

働く人のための障害理解講習会は全8回開催して、延べ120名の方

課長

に参加していただいております。若者とのワークショップは、令和6年
度に2回、令和7年度はこれからの開催予定も合わせまして2回を予定
しております。社会的障壁除去推進コンサルティング事業については、
今年の4月から市役所全体に向けて始めた事業であります、こちらは

	2、3件ほどお話をいただいております、その都度こちらでアドバイス等を行っている状況であります。
斉藤かおり委員	出前講座や職員研修、働く人のための障害理解講習会などの障害を理解していただくための取組がそれぞれあるが、そこに障害当事者が参加されているのは、比較的新しい取組である働く人のための障害理解講習会だけなのか。
吉里障害福祉課長	職員研修において、精神障害がある職員が参加しております、その職員を招いて障害当事者の方の話を聞く場を設けております。
斉藤かおり委員	働く人のための障害理解講習会は、障害当事者と手話講習会を開催ということなので、手話を使っている障害当事者の方や肢体不自由の方、聴覚障害をお持ちの方などの障害当事者を呼んで、講習会を予定するということも想定しているのか。
吉里障害福祉課長	働く人のための障害理解講習会の講師は、聴覚に障害のある当事者の方に来ていただいて、ご本人から直接手話を教えていただいたり、ご本人がこれまでに経験されてきた困りごとなどを話してもらいました。肢体不自由な方などを招いての講座については、駅ボランティアのほうで聴覚、視覚、身体に障害がある方をお招きして話を聞いたりしています

ので、こちらで実施してまいりたいと考えています。

斉藤かおり委
員

どのようなつながりがあって、講習会に来ていただくのか。

吉里障害福祉
課長

講師については、視覚障害の協会の方に、講師の方が誰かいませんかといったお声がけをさせていただいたり、聴覚も同じで聴覚の団体に講師の推薦をしていただいております。身体の方も障害者団体協議会に依頼をして推薦をしていただいています。あとは、市役所の職員で障害がある方にお声がけさせていただいて、講師を依頼することもあります。

長岡恵子委員

聴覚障害の方が将来的に老人ホームに入居する際に、自分が耳が聞こえないので会話に入れなくて、それで孤立してしまうのではといった不安の声を以前聞いたことがある。令和6年4月1日より、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が努力義務から法的義務になったことで、どのように変化があったのかという情報が市に入っているのか。

吉里障害福祉
課長

令和6年4月から義務化されたということで、障害福祉課では特にこちらのほうから老人ホーム施設のほうに手話ができる人を配置していただきなど個々に通知したりしてはいないのですが、やはり要望はありますので、老人ホームのヘルパー対象の講習会を介護保険課のほうで開い

たりしていますので、孤立しないような支援は考えていきたいと思えます。

斎藤由紀委員

大型商業施設への筆談ボードの設置とあるが、小規模の商業施設や個人商店に対して、筆談ボードの必要性やホワイトボードなど簡易的なものの設置について紹介をしているか。

吉里障害福祉
課長

令和5年度まで行っていた社会的障壁の除去推進事業補助金で、筆談ボードの購入を希望された事業者に補助金を交付して購入してもらった実績はあります。

斎藤由紀委員

筆談ボードの購入件数は、どのくらいあったのか。

吉里障害福祉
課長

平成30年度が9件、令和元年度が9件、令和2年度が2件、令和3年度、令和4年度、令和5年度がゼロとなっています。

斎藤由紀委員

社会的障壁の除去推進事業補助金は、主に筆談ボードやスロープの購入に補助金が交付されたと思うが、その他にどのような物の購入希望があったのか。

吉里障害福祉

筆談ボードのほかに要望があった物としまして、点字を使ったメニュー

課長

一の作成やスロープの購入や手すりの取り付け工事などが主に申請があった内容となります。

小林澄子委員
長

この際、委員として質疑したいので、所沢市議会会議規則第116条の規定により、副委員長と交代します。

斉藤かおり副
委員長

それでは、委員長の職務を行います。

小林澄子委員

条例の制定過程の中で、所沢市障害者施策推進協議会を全8回開催しており、その後、所沢市自立支援協議会において、障害者差別として議題に取り上げられたと聞いている。各年度において具体的にどのような取組がされて、明らかになってきたのか。

吉里障害福祉
課長

障害者差別解消法では、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会を組織できることとなっており、本市においては、所沢市自立支援協議会がこの役割を担っております。この協議会では、障害者差別に関する事例などに対して、適切に対応するよう検討を重ねるほか、研修会の開催など周知や啓発を進めております。なお、全体的な条例推進に基づく取組につい

ての検証については、所沢市障害者施策推進協議会で行っております。

小林澄子委員

基本理念についてだが、「障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じた適切な対応を行うこと」、「障害がある人同士、また障害のある人ない人が交流するための機会の提供」とある。障害のある人が日常生活の中で、周りから手助けが必要な場合はどういう時なのか。このことは、健常者の方が障害のある方の抱える精神、身体、発達など障害の種類や軽度、中度、重度などの状態があるが、それらを知る機会というのも予備知識として持っていないと、健常者の悪意のない言動によって障害のある人が精神的に傷を負うことがあると思うが、いかがか。

吉里障害福祉
課長

障害のある人とない人が交流するための機会として市が実施している施策としては、こどもと福祉のフェスティバル内でのステージイベントや、障害のある人もない人も誰でもできるワークショップなどがありますが、いずれも参加される障害のない人に対し、先んじて障害について知る機会は提供しておりません。これらのイベントについては、障害について知ってもらうきっかけとするため、あらゆる人が参加しやすいものとして設計されています。そのため、先んじて障害について知る機会は提供しておりませんが、懸念される事態のないよう、市職員や支援者等が適切に補助を行っております。

小林澄子委員

所沢市社会的障壁の除去に関するあっせん調整委員会を設置して、差別事例の解決に取り組む組織を設けるなど、進んだ側面を有しているが、この点での実績について、これまで民間事業者による合理的配慮の提供が努力義務となっていたのが法的義務になったが、努力義務のときと法的義務になったの社会的障壁の除去に関するあっせんの申し立ての実例を伺う。

吉里障害福祉
課長

本市では、これまであっせんの事例はありません。あっせんは、障害福祉課での相談を経た後もなお問題が解決されない場合に行われることとされています。これまで寄せられた相談については、市職員が双方に事情を聞き取り、法や条例の趣旨について説明をすることで、ほぼ全ての事例が解決されております。

【質疑終結】

休 憩（午後２時２４分）

※休憩中に、所管事務調査事項の追加及び委員派遣の日程等について協議を行った。

再 開（午後２時３４分）

○所管事務調査事項について

小林澄子委員
長

「保健所」を当委員会の所管事務調査事項に追加決定すること
よろしいでしょうか。

(委員了承)

○委員派遣（視察）について

小林澄子委員
長

11月4日、5日の2日間で所管事務調査事項に係る委員派遣を行います。派遣先は両日とも福島県福島市で、4日に所管事務調査事項「保健所」について調査するため福島市保健所に伺います。5日は、所管事務調査事項「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の調査として福島市役所に伺い、「福島市手話言語条例」、「障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例」、「福島市バリアフリーマスタープラン（心のバリアフリーの推進の取組）」について調査したいと思います。よろしいでしょうか。

(委員了承)

散 会（午後2時36分）

健康福祉常任委員会

令和 7 年 8 月 1 日(金)

開 会 午前 ・ 午後 1 時 3 0 分
散 会 午前 ・ 午後 2 時 3 6 分
場 所 第 3 委員会室

委 員 長	小 林 澄 子	✓
副 委 員 長	斉 藤 かおり	✓
委 員	長 岡 恵 子	✓
〃	荻 野 泰 男	✓
〃	大久保 竜 一	✓
〃	大 庭 祥 照	✓
〃	亀 山 恭 子	✓
〃	斎 藤 由 紀	✓

議 長	粕 谷 不 二 夫	
-----	-----------	--

●説明員等出席表

【健康福祉常任委員会】 令和7年8月1日

説明員等			
部局	課	職名	氏名
福祉部		部長	越智 三奈子
福祉部		次長	大舘 寿貴
福祉部	障害福祉課	課長	吉里 聖子
福祉部	障害福祉課	主幹	田村 幸弘
福祉部	障害福祉課	主査	新井 沙織
福祉部	障害福祉課	主任	加藤 陽向

議会事務局			
部局	課	職名	氏名
議会事務局		主査	松本 正英
議会事務局		主任	青木 龍直